

制定日：2023年 4月1日
最新確認日：2024年 10月1日
株式会社ザイエンス

ザイエンスの反社会的勢力に対する基本方針

株式会社ザイエンスは、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、会社組織全体として対応を行うとともに、これに対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

平時より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携を構築することに努めます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては取引関係を含め、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引、資金提供は絶対に行いません。

以上